

◆特定粉じん発生施設

大気汚染防止法施行令 別表第2の2に掲げる施設

番号	特定粉じん発生施設		規模	
	用途	施設の名称		
1	石綿を含有する製品の製造用	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。	
2		混合機		
3		紡織用機械		
4		切断機	湿式のもの及び密閉式のものを除く。	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。
5		研磨機		
6		切削用機械		
7		破碎機、摩砕機		
8		プレス(剪断加工用)		
9		穿孔機		